

## 評価調査結果要約表

<b>1. 案件の概要</b>	
国名：インドネシア共和国	案件名：貿易手続行政キャパシティ向上プロジェクト
分野：財政・金融	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部 行財政・金融課	協力金額（評価時点）：3億2,000万円
協力期間	(R/D) :2010年3月12日
	2010年3月12日～
	2013年6月21日
	先方関係機関：経済担当調整大臣府（CMEA）
	日本側協力機関：財務省関税局、（株）国際開発アソシエイツ
	他の関連協力：
<b>1-1 協力の背景と概要</b>	
<p>インドネシア共和国（以下、「インドネシア」と記す）は、1997年のアジア金融・経済危機以降、国際通貨基金（IMF）プログラムを着実に実行してきたこともあり、安定的な成長を続けている。しかし、更なる雇用機会の創出と貧困削減の進展のために不可欠とされている年率7%の成長には届いていない。その一因として、投資の低迷が考えられる。対GDPの投資比率は、2007年時点で25%であり近年回復基調にあるものの、経済活動のグローバル化が進むなか、中国などの台頭によりアジア域内で競争力が低下していることもあり、経済危機前の水準（29%）には戻っていない。グローバル化に対応し、投資を呼び戻していくため、特に貿易・税関に関する諸制度・システムの改善を進め、事業環境の整備を進めていくことがインドネシアにとって喫緊の課題である。</p> <p>国際協力機構（JICA）がこれまで実施してきた同分野における主な協力は、2001年度から2002年度にかけて実施した連携促進事業「市場強化のための制度整備協力に係る委員会」における活動の一環としてベースライン調査を実施し、インドネシアにおける貿易に係るニーズを確認した。この調査結果を基にインドネシア政府から日本政府に対し要請された開発調査「首都圏貿易環境改善調査」を2004年度に実施、ジャカルタのタンジュン・プリオク港を対象として通関所要時間の計測、調査結果の分析等を行った。同調査報告書において、電子商取引に係る法的枠組み作り、新保税倉庫制度の確立等、行政機能及び手続きの改革、タンジュン・プリオク港、スカルノ・ハッタ空港、港湾へのアクセス道路のインフラ整備等の必要性が提言された。</p> <p>本開発調査において、貿易手続きのボトルネックを所要時間という数値基準を用いて示したことは画期的であり、調査・分析結果はインドネシア国内のメディアで大きく取り上げられ、貿易に関する諸制度・システムの改善の重要性について認識が高まった。また、2004年に投資環境の整備を目的として日本・インドネシア両国が共同で発足した「官民合同投資フォーラム」の関税ワーキンググループで、港湾業務や税関行政の効率性の向上が主要な議題の1つに取り上げられたことを受け、2005年10月から2008年1月にかけて「貿易手続行政改善プロジェクト」を実施した。しかし、同プロジェクトで構築した貿易ルールブックデータベースの更新の停滞、周辺諸国と比較した場合の輸入手続きなどに係る改善の余地が多い。また、インドネシアの貿易・通関行政にはいまだに見直しの余地が残されている状況であったため、インドネシ</p>	

ア政府は、貿易手続行政に係るキャパシティ向上のための技術協力プロジェクトを日本に要請した。同要請に基づき 2010 年 3 月に経済担当調整大臣府（Coordination Ministry for Economic Affairs : CMEA）と討議議事録（Record of Discussion : R/D）を締結し、2010 年 3 月より 3 年 3 カ月の予定で CMEA をカウンターパート（C/P）とする技術協力プロジェクトを実施している。

## 1-2 協力内容

インドネシア国の貿易手続に係る行政能力の向上を目的に、貿易関連法令の統廃合・簡素化、貿易関連法令データベースの整備及びその更新・更改の維持管理体制の整備、輸出入関連手続及び貿易推進制度の改善並びに貿易関連省庁間と輸出入者官の官民対話を行うもの。

### (1) 上位目標

インドネシア国において、貿易が円滑化する。

### (2) プロジェクト目標

インドネシア国において、貿易手続に係る行政が効率化する。

### (3) 成果

1-1 貿易関連法令の統廃合・簡素化について実現可能性の高い提言が取りまとめられ、達成状況のモニタリング体制が確立される。

1-2 データベース及びその更新・更改の維持体制が整備される。

2 輸出入関連手続が改善される。

3 貿易推進制度が改善される。

4 貿易関連省庁と輸出入者間の官民対話が促進される。

### (4) 投入（評価時点）

1) 日本側：総投入額 3 億 2,000 万円

長期専門家派遣 1 名 機材供与 約 200 万円

短期専門家派遣 1 名 研修員受入 30 名

業務実施契約コンサルタント派遣 6 名 (62.53 人/月)

ローカルコスト負担 約 2,400 万円

2) 相手国側：

カウンターパート配置 8 名 機材購入 48 百万ルピア

土地・施設提供 執務室（合計約 100 m<sup>2</sup>）ローカルコスト負担 406 百万ルピア

その他

## 2. 評価調査団の概要

調査者	担当分野	氏名	所属
	団長/総括	押切 康志	JICA 産業開発・公共政策部行財政・金融課 課長
	貿易行政	岡本 雅紀	財務省関税局国際協力担当参事官室 関税国際交渉専門官
	評価企画	薬師 弘幸	JICA 産業開発・公共政策部行財政・金融課 主任調査役
	評価分析	沼口 三典	アイ・シー・ネット株式会社
調査期間	2013 年 2 月 3 日～2 月 16 日		評価種類：終了時評価

### 3. 評価結果の概要

#### 3-1 実績の確認

**上位目標：インドネシア国において、貿易が円滑化する。**

インドネシアの貿易円滑化に係る CMEA のリーダーシップ及び貿易関係省庁の熱意を踏まえれば、将来において上位目標が達成されることが期待できる。本プロジェクト目標の達成状況は部分的であるものの、例えば、貿易関連法令・規制に関するウェブベースの貿易関連法令データベースなど、既に内外の輸出入業者から高い評価を得ている成果もあり、さらに CMEA が貿易手続きの簡素化に貢献する調整を積極的に行っている状況を踏まえれば、上位目標の達成に係る期待は大きい。

**プロジェクト目標：インドネシア国において、貿易手続きに係る行政が効率化する。**

指標：

- ・ 貿易関連手続きに係る輸出入業者による提出書類・情報の数・量が減少する。
- ・ 貿易手続きに要する時間が減少する。

プロジェクト目標は、部分的に達成された。これまでの成果を活用すればインドネシア側のイニシアティブによって、今後目標が達成されることが期待できる。本プロジェクトは、中間レビュー調査の「結論」において先方政府と合意されたとおり、①貿易関連法令及び手続きの簡素化に係る提言策定、②法令データベースなどの実務ツールの整備、③貿易政策比較研究の活動に焦点をおいて活動し、これらの成果はプロジェクト終了までに達成できる見込みである。一方、プロジェクト開始当初にその効果の発現を想定していた①貿易関連手続きに係る輸出入業者による提出書類・情報の数・量が減少や、②貿易手続きに要する時間の減少などの効果については、上記成果を踏まえ、今後のインドネシア側のイニシアティブが発揮されることによって達成できるものと期待される。既に、CMEA のイニシアティブによって、手続きが簡素化された事例もあることから、今後これらの成果を有効に活用できれば、貿易手続きに係る行政が効率化されることが期待できる。

**成果 1-1：貿易関連法令の統廃合・簡素化について実現可能性の高い提言が取りまとめられ、達成状況のモニタリング体制が確立される。（部分的達成見込み）**

指標：

- ・ 作成された提言、モニタリング体制図

貿易関連の上流法令・手続きのライセンス制度を中心とした「貿易手続きに関する提言」の初稿が 2012 年 12 月に完成し、評価実施時点では貿易関連省庁からのフィードバックプロセスにあった。今後は第三者意見も聴取したうえで、2013 年 5 月末までに最終版が完成する見込み。同提言案は CMEA 次官からも高い評価を得て、CMEA 大臣まで報告されている。提言内容を踏まえた各省による法令統廃合・簡素化の実施に係るモニタリング体制の構築については、1 年目のワーキンググループ（Working Group：WG）の立ち上げの遅延により、提言自体の策定が遅れたことから、その確立までは至っていない。今後の CMEA のイニシアティブによる体制構築が期待される。

一方、中間レビュー調査結果を踏まえて、新たな取り組みとして「貿易救済措置」「非

関税措置」「産業貿易政策」に関する日・米・欧を中心とした他国との政策比較調査が実施され、調査結果及び収集された他国情報について、CMEA から高い評価を得ている。これら情報は「ソースブック」としてウェブ上で公開される予定である（一部公開済み）。今後、各省に対する法令・手続きの簡素化に係る説得材料として有効に活用されることが期待される。

### 成果 1-2：データベース及びその更新・更改の維持体制が整備される。（達成見込み）

指標：

- ・ データベースの維持体制図、アップデートの回数、アクセス数

貿易手続行政改善プロジェクト（2005年10月～2008年1月）にて整備されたデータベースの見直しを経て、貿易関連法令・規制に関するウェブベースの貿易関連法令データベースは、2011年9月に「貿易関連ルールブック」としてCMEAのホームページで公開された。これまでに（2013年2月時点）27回更新され、計1,413法令が登録されている。また月間アクセス数も約7,000件/月（2011年11月）から約13,000回/月に向上し、世界各国から同データベースが活用されていることが確認された。

データベース機能の更改を継続する体制としては、CMEA内で2名（IT担当と更新担当）の担当が配置され、両名に対するOJT（On-the-job Training）等、能力向上が図られている。また英訳などにかかる必要経費については、来年度予算申請に含まれている。しかしながら、プロジェクトの活動として取り組む必要のあった各省からの最新法令・規定の収集に係る実施体制は整備されておらず、プロジェクト終了時までの課題となっている。

### 成果 2：貿易関連手続きが改善される。（部分的達成見込み）

指標：

- ・ 軽減・簡素化された貿易関連手続きの数
- ・ 貿易関連手続きに係る作成マニュアルの数

貿易関連手続きに関する効率性に係る分析、検証が行われ、貿易手続の改善に係る提言案の初稿が成果1-1で示された「貿易手続きに関する提言」に統合される形で作成された。同案は民間企業に対するアンケート調査結果に基づき、作成されている。一方で成果1-1と同様の理由により、手続きの軽減や簡素化のための提言の実施及びそのモニタリング体制の構築までは至っていない。一方で輸出入業者の「輸出入ライセンス手続きガイド（ブック）」（案）は作成され、輸出入業者の貿易手続きのガイドとして貢献することが期待される。同ガイドに示されている品目ごとの手続きを示したマトリックスは内外関係者の評価が高く、インドネシアにおける貿易手続きの煩雑さを客観的に示す資料としても有効に活用されることが期待される。

### 成果 3：貿易推進制度が改善される。（達成見込み）

指標：

- ・ 運用が見直された貿易推進制度の数

本成果については、中間レビュー調査にて先方政府と合意した「結論」に従い、本プ

プロジェクトはそれ以降、新たな取り組みは実施していないものの、関税総局（税関）が独自に実施・推進している貿易促進のための新しい規制改革を通して、本プロジェクトの支援なくして部分的に達成されている（中間レビュー調査以降の同活動は税関の活動として位置づけ、本プロジェクトの活動から切り離しているため、指標に基づいた成果管理は行っていない）。

なお、現行の貿易推進制度に関する輸出入者・外資系企業の改善要望の把握・分析は成果2において実施された貿易手続きの改善に関する民意アンケート調査の一部として実施され、同調査の結果は2012年3月にCMEA次官に報告された。

#### 成果4：貿易関連省庁と輸出入者間の官民対話が促進される。（達成見込み）

指標：

- ・ 貿易手続きに関する相談窓口の設置、相談数

本成果に関しては、上記の民間業者に対するアンケート調査を実施し、その結果を第2回合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）にフィードバックすることによって部分的に官民対話の促進がなされた。本活動は、中間レビュー調査時点で、複数の官民対話の場が既に存在していることから、本プロジェクトを通じて新たに対話の場を設置する必要性がないことが確認されたが（同考え方に基づき、中間レビュー調査以降、当初設定された指標に基づいた成果管理は行っていない）、プロジェクトではCMEAが実施する官民対話の一環として、ジャカルタ・ジャパクラブ（Jakarta Japan Club：JJC）とCMEAとの官民対話の開催を支援するなどした。またウェブベースの貿易関連法令データベースを通じて官民対話が促進されている。

### 3-2 評価結果の要約

#### (1) 妥当性：（高）

本プロジェクトは、日本・インドネシア両国のODA政策に合致していることに加え、CMEA及びその他の貿易関係省庁の技術協力ニーズを満たす方法で実施されている。インドネシアはASEAN Single Windowの実施のためのASEAN協定に2006年に署名し、インドネシア国内の多くの省庁が協力して実施している。本プロジェクトのC/PであるCMEAは他省庁を調整する要となる省庁であり、この点からもCMEAをC/Pとしてプロジェクトを実施したことの妥当性が高い。

#### (2) 有効性：（中）

本プロジェクトにて作成された貿易関連法令や手続きの見直しのための提言、ウェブベースの貿易関連法令データベースや貿易手続きガイドは、インドネシア政府からの評価も高く、今後プロジェクト目標の達成に貢献されることが期待される。しかしながら、終了時評価時点では、提言の最終化プロセスであり、関係省庁が、上記提言に基づいた法令の見直しや手続きの簡素化に向けた具体的な取り組みを行う段階になかったことから、これら提言の効果の度合いについて調査時点で確認することはできなかった。一方、貿易関連法令データベースは、既に現時点で幅広い関係者に利用されており、インドネシアの貿易手続行政関連法令に係る知見を共有することを通して、同関係者がインドネシア国内で進

める貿易手続きの円滑な実施について一定程度貢献していると思われる。

(3) 効率性：(中)

ワーキンググループ(WG)の設置が当初の計画より約1年遅延したために、予定されていたすべての活動が計画より後ろ倒しとなった。遅れを取り戻すために性急に活動を進めたために、民間意識アンケート調査などを依頼したローカルコンサルタントの業務監理がおろそかになったほか、関係省庁の取り込みも不十分だった。なお、プロジェクトが供与した4台のPC、複合型コピー機、カラープリンターなどはCMEA内のプロジェクト事務室で効率的に使用されており、ウェブベースの貿易関連法令データベースなどの更新作業に活用されている。

(4) インパクト：(中)

プロジェクトの成果、特に法令データベースに関する民間輸出入者の評価は高く、インドネシア内外からの幅広い地域からのアクセス数(13,000件/月以上)でも明らかなおお、一定のインパクトを与えている。しかし、既述のおお、評価調査実施時点ではプロジェクト目標達成状況が部分的であることから、上位目標が達成されるか否かは、これからの取り組みにかかっている。CMEAの前向きなリーダーシップのほか、民間輸出入者の魅力的な貿易環境を確保しようという各省庁の熱意も確認できたことから、今後の更なる前向きなインパクトが期待される。なお、本プロジェクトの活動による負のインパクトは特段ない。

(5) 持続性：(中)

本プロジェクトの成果の持続性を確保するためには、貿易関係法令の合理化/手続きの簡素化に係るモニタリング体制及びウェブベースの貿易関連法令データベースの維持管理体制を構築する必要がある。同体制整備に係るCMEAの取り組み姿勢の高いことが確認されたが、持続性確保に係る見通しは現時点では必ずしも明確ではない。データベースの維持管理については担当職員が2名配置され、また必要な予算の申請も行われている。しかしながら、各省による新法令の収集体制は十分とはいえないため、持続性を確保するためには情報収集体制を強化する必要がある。

なお、インドネシア政府はナショナル・シングルウィンドウ(National Single Window: NSW)を促進しており、本プロジェクトが支援した貿易関係法令の改定がNSWイニシアティブの下に置かれれば、効率的な貿易行政の促進に係る活動の持続性は更に高まることが期待される。

### 3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

- ・ 日本政府の財務省関税局による支援(長期専門家派遣、ワークショップ講師派遣、本邦研修の受入れ等)は本プロジェクトの成果の発現に貢献した。

## (2) 実施プロセスに関すること

- ・ CMEA 次官の高いリーダーシップが、他の貿易関係省庁との連携に高い効果を与えた。プロジェクトが貿易関係法令の変更に関する提言を取りまとめるには、同次官のリーダーシップが不可欠であり、プロジェクトの成果達成にとっては心強い後ろ盾となった。
- ・ プロジェクトの進捗は WG の立ち上げの遅れなどから、スケジュールに遅延が発生していたが、プロジェクトが WG の活動を見直し、議題や関係者が共通する複数の WG をまとめ合同で実施したことが、効果発現に寄与した。

### 3-4 問題点及び問題を惹起した要因

#### (1) 計画内容に関すること

- ・ 本プロジェクトでは、WG の設置によってプロジェクト期間を通じて貿易関連省庁の巻き込み、積極的な関与を想定した計画となっていたが、結果的に現実的な計画ではなかった。計画策定プロセスにおいては、WG の機能化の現実性を判断するための分析が不十分だった。

#### (2) 実施プロセスに関すること

- ・ CMEA のオーナーシップは認められるものの、他の貿易関連省庁の本プロジェクトに対するオーナーシップが高くなかったことが効果的な活動に制約を与えた。
- ・ 実施のための CMEA 次官令の発出や WG の立ち上げが約 1 年遅れたことが、その後の活動全体の進捗に影響を与え、当初予定していたプロジェクト活動の阻害要因となった。

### 3-5 結論

中間レビュー調査でインドネシア政府と合意された「結論」に基づき、本プロジェクトは、①法令統廃合・簡素化及び貿易手続きの簡素化に係る提言の取りまとめ、②貿易関連法令・規制のデータベースの構築（「貿易手続関連ルールブック」）、③「輸出入ライセンス手続きガイド（ブック）」の作成、④貿易政策比較調査の実施、各国情報の取りまとめ（「ソースブック」）の 4 つの活動に注力し、これらの活動は効果的に実施され、プロジェクト終了時まで完了する見込みであることが確認された。

当初想定されたプロジェクト目標に対しては部分的達成にとどまるが、上記の成果はインドネシアの貿易手続き行政の効率化に大きく貢献する意義の高いものであった。今後、これらの成果を有効に活用し、インドネシアにおける輸出入業者にとって魅力的な貿易手続き環境を構築するためには、CMEA のイニシアティブに基づく各貿易関連省庁との調整が重要である。またデータベースについては、各省による新規法令・規制情報を収集するための機能的なメカニズムを構築することが重要である。

### 3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

- ・ データベースの認知度を高めるための広報活動を更に強化すること。また貿易関連の各省庁のウェブサイトの本データベースのリンクを貼ることを検討すること。

- ・ CMEA は、プロジェクトが取りまとめた提言を踏まえた貿易手続改善に係る貿易関連省庁の取り組みをフォローアップするためのモニタリング体制を構築すること。

### 3-7 教訓

- ・ 貿易手続きの改善のために関係機関を効果的に巻き込むためには、貿易手続きの煩雑さの実態を正しく伝える事実関係情報を有効に活用することが重要である。本プロジェクトの場合、貿易関連法令・規制のデータベースや主要品目ごとの貿易手続き手順をまとめたマトリックスは各省を含む関係機関より高い評価を得ることができたが、これら情報は実務的ツールとしての位置づけだけでなく、既存の法律/規制や、手続きの複雑さを概観するための手段として有効だった。プロジェクト開始当初はこのような情報がまとめられていなかったため、貿易関連省庁を効果的に巻き込むことに困難を伴ったが、プロジェクト終盤において現状に係る事実関係情報を効果的に伝えたことにより、関係省庁が課題解決に関心を示すようになったことは事実である。問題の現状を的確に理解するための事実に基づく情報の共有は、関係機関を巻き込む第一のステップとして重要であったと考えられる。